

社会福祉法人つばさの会

令和 5 年度 介護職員等特定処遇改善計画書

○ 対象事業所

障害者支援施設つばさ（施設入所・生活介護・就労継続 B・短期入所）
夢ういんぐ（放課後等デイ・生活介護）
花はな（共同生活援助）

○ 支給対象職員

A・B・C の 3 分類にて全職種へ支給。
正規・嘱託・臨時・短時間労働者等の就業形態は問わない。

○ 賃金改善実施期間

令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月

○ 支給項目

「特定処遇改善加算手当」

○ 改善方法および金額

① 改善方法

1) A～C の 3 グループを設定する。

A：年度当初に置いて「経験・技能のある障害福祉人材」として次のいずれも満たす者

・当法人勤続年数 10 年以上

・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士資格保持者又はサービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者として従事する者

B：A に該当しない他の障害福祉人材

C：その他の職種

2) 改善実施期間における人事評価に基づき、グループ A へ 5 段階、グループ B へ 2 段階、グループ A へ 1 段階の人事考課を反映させる。

3) 各人毎の常勤換算数を反映させる。

② 各グループの改善金額等

A：職員数 12 人（常勤換算数 12.0 人） 平均 9500 円/月

B：職員数 44 人（常勤換算数 35.6 人） 平均 6500 円/月

C：職員数 18 人（常勤換算数 15.0 人） 平均 1500 円/月

※グループ C の 18 人の内 4 名は年収入 440 万を超えているため支給しない。

- キャリアパス要件
 - I イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
 - ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
 - ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。
- II 資格取得のための支援を実施
 - 研修受講のためのシフト調整、資格取得時の特別手当支給、法人としての資格取得のための助成金制度の実施。
- III 福祉・介護職員について、定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。

II、IIIの要件については文書化して職員に周知している。

- 職場環境等要件
 - 1) 入職促進に向けた取組
 - 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。
 - 2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入とフォローアップ研修の実施。
 - 3) 両立支援・多様な働き方の推進
 - 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の精度等の整備。次世代育成法に基づいた一般事業主行動計画の策定と実施による子育て世代への支援拡充。「治療と仕事の両立支援」に基づいた疾病時の働き方へのサポート。

- 見える化要件
 - 自社ホームページに掲載。